

令和3年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について

本県における認定試験について

(1) 受験資格

・次の①～④までのいずれかに該当する者とする。

- ①就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和4年3月31日までに満15歳以上になるもの
- ②保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和4年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- ③令和4年3月31日までに満16歳以上になる者（①及び④に掲げる者を除く。）
- ④日本の国籍を有しない者で、令和4年3月31日までに満15歳以上になるもの

(2) 受験案内配布期間

令和3年7月5日（月）～同年9月3日（金）まで

（各都道府県教育委員会及び文部科学省にて配布。）

(3) 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、以下の書類を文部科学省宛に書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

※中学校や学校教育課を通して出願はできません。

- ①認定試験願書・履歴書
- ②戸籍抄本又は住民票（本籍が記載してあるもの）の写し一通
（いずれも出願前6か月以内に交付を受けたもの）
- ③写真2枚（出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの）
- ④市町村の教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書
（受験資格①に該当する者に限る。）
- ⑤市町村の教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類（受験資格②に該当する者に限る。）

(4) 願書受付期間

令和3年7月5日（月）～同年9月3日（金）まで

（令和3年9月3日の消印があるものは有効）

(5) 試験日時

令和3年10月21日（木） 午前10時～午後3時40分まで

(6) 試験会場

岐阜県総合教育センター

（所在地）〒500—8384 岐阜市藪田南5丁目9番1号

☎ 058—271—3450